

2019年6月1日以降の防火設備定期報告時期一覧

2019年6月1日施行

用途	規模 又は 階 *いずれかに該当するもの	用途コード(※)	指定する報告時期(月)
劇場、映画館又は演芸場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ ・主階が1階にないもので $A > 100\text{m}^2$	11	4月から10月 2019年6月以降の 初回報告時期: 「2019年6月～10月」 又は 「2020年4月～5月」
観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂 又は集会場	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 200\text{m}^2$ <small>〔平家建て、かつ、客席及び 集会室の床面積の合計 が400㎡未満の集会場を 除く。〕</small>	12	
旅館又はホテル	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 2000\text{m}^2$	13	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	$F \geq 3$ 階 かつ $A > 3000\text{m}^2$	14	
地下街	$A > 1500\text{m}^2$	15	
児童福祉施設等(注意4に掲げるものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 300\text{m}^2$ <small>〔平家建て、かつ、床面積の合計が 500㎡未満のものを除く。〕</small>	21	4月から11月 2019年6月以降の 初回報告時期: 「2019年6月～11月」 又は 「2020年4月～5月」
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A = 300\text{m}^2$ (2階部分) ・ $A > 300\text{m}^2$ <small>〔平家建て、かつ、床面積の 合計が500㎡未満のもの を除く。〕</small>		
旅館又はホテル(用途コード13のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 2000\text{m}^2$	23	
博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケー ト場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 2000\text{m}^2$	24	
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(用途コード 34 を除く。) に掲げられている 用途の複合建築物	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	28	
用途コード 21に該当しない病院、診療所(患者の収容施設 のあるものに限る。)	$A \geq 200\text{m}^2$	29	
百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場 又は物品販売業を営む店舗(用途コード14のものを除く。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 500\text{m}^2$	31	4月から12月 及び1月 2019年6月以降の 初回報告時期: 「2019年6月～2020年1月」 又は 「2020年4月～5月」
展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンス ホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$	32	
複合用途建築物(用途コード28及び34のものを除く。)	・ $F \geq 3$ 階 ・ $A > 500\text{m}^2$	33	
事務所その他これに類するもの	$A > 1000\text{m}^2$ <small>〔5階建て以上、かつ、延べ面積が 2000㎡を超える建築物のうち、 $F \geq 3$階のものに限る。〕</small>	34	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意5に掲げるものを除く。)	$F \geq 5$ 階 かつ $A > 1000\text{m}^2$	40	4月から9月 2019年6月以降の 初回報告時期: 「2019年6月～9月」 又は 「2020年4月～5月」
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又は寄宿 舎 (注意5に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは $F \geq 3$ 階 ・ $A \geq 300\text{m}^2$ (2階部分)	41	
用途コード41に該当しない高齢者、障害者等の就寝の用に 供する用途	$A \geq 200\text{m}^2$	49	

(注意)

- 1 $F \geq 3$ 階、 $F \geq 5$ 階、地階若しくは $F \geq 3$ 階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階若しくは3階以上の階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 4 高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等とは「助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設」をいいます。
- 5 高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅及び寄宿舎とは「サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム」をいいます。